

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		SOMPOアセットマネジメント株式会社		
■ 取組方針掲載ページのURL :		https://www.sompo-am.co.jp/company/actionplan.html		
■ 取組状況掲載ページのURL :		https://www.sompo-am.co.jp/img/company/annualreport2023/annualreport2023.pdf		
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実に業務を行い、顧客の最善の利益を追求すべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	経営基本方針 お客さま第一宣言 アクションプラン 3-① 社外の目を経営に取り入れ、お客さま第一の視点からのガバナンス体制を強化します。	アニュアルレポート P29 お客さま第一委員会(取締役会の諮問機関)
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客単位の負担なサービスを提供し、顧客の最善の利益を追求することにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	アクションプラン 1 お客さまの資産形成に一層貢献できる運用力の実現	アニュアルレポート P14~17 運用力強化の取り組み アニュアルレポート P18~20 責任投資の取り組み
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	アクションプラン 3-②-① 利益相反の管理 利益相反管理方針	アニュアルレポート P30 利益相反管理に関する取り組み
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、又は、以下の情報が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等によって、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨する場合 ・ 同一主体又はグループ内において、営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を運ぶ場合	実施	アクションプラン 3-②-① 利益相反の管理 利益相反管理方針 1 管理対象の特定及び対応方針	アニュアルレポート P30 利益相反管理に関する取り組み
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、各目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の届出を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを明記し、顧客が理解できるように情報提供すべきである。	実施	アクションプラン 2-②-① お客さまにとって有益な情報提供・資料作成 アクションプラン 2-③-① 適切な報酬水準の設定	アニュアルレポート P21 運用商品の提供に関する基本方針
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるようにわかりやすく提供すべきである。	実施	アクションプラン 2-② お客さまに安心してファンドを保有していただくための有益な情報提供・資料作成を行います。	アニュアルレポート P21 運用商品の提供に関する基本方針 アニュアルレポート P22~23 投資目的に応じた投資信託のご案内 アニュアルレポート P24 金融リテラシー教育の取り組み
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の総括に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの運送商品(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	アクションプラン 2-①-① 当該商品に関する顧客属性の明確化	アニュアルレポート P22~23 投資目的に応じた投資信託のご案内
原則 5	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能な場合と異なり、パッケージ化した場合と異なる顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注1)とは異なる手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	アクションプラン (注1)	アクションプラン (注1)
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引記録や金融知識を考慮の上、明確、平易であること、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	アクションプラン 2-②-② 販売会社への情報提供と対話の強化	アニュアルレポート P22~23 投資目的に応じた投資信託のご案内
	(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客の意向を踏まえた上で、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客の意向を踏まえた上で、商品の内容と比較することが必要となるよう(記述した資料を用いつつ、リストとトークンの関係など基本的な構造を説明し、お分かりやすい丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである)。	実施	アクションプラン 2-②-② 販売会社への情報提供と対話の強化	アニュアルレポート P22~23 投資目的に応じた投資信託のご案内
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報等を適切に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	アクションプラン 2-②-③ 情報発信手段の充実	アニュアルレポート P24 金融リテラシー教育の取り組み
	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	アクションプラン 2-①-③ 当該商品に関する顧客属性の明確化	アニュアルレポート P22~23 投資目的に応じた投資信託のご案内
原則 6	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を踏まえた上で、顧客のライフプラン等を踏まえた目標達成や資産形成と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らを取り扱う金融商品・サービスについて、各業法に基づき適切な情報提供、取扱商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	アクションプラン (注1)	アクションプラン (注1)
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	アクションプラン (注1)	アクションプラン (注1)
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に寄り、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	実施	アクションプラン 2-①-③ 当該商品に関する顧客属性の明確化 アクションプラン 2-②-② 販売会社への情報提供と対話の強化	アニュアルレポート P22~23 投資目的に応じた投資信託のご案内
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引経験を蓄積していない顧客のサービスに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に即し、当該商品の販売・推奨等が適当かにより慎重に留意すべきである。	非該当	アクションプラン (注1)	アクションプラン (注1)
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その仕組みの理解に資する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	アクションプラン 2-②-③ 情報発信手段の充実	アニュアルレポート P24 金融リテラシー教育の取り組み
原則 7	【従業員に対する適切な職務づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な職務づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	アクションプラン 3-②-④ 安定的な業務基盤を支える人材の採用・育成、お客さま第一の実践に向けた従業員に対する適切な職務づけ	アニュアルレポート P26 人材育成の方針 長期的な人材育成の施策 1. 人事制度の活用
	(注) 金融事業者は、各原則にこれらに付随している注を含むように、実施する内容を実践している代わりに関し代替案の内訳について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援し、確保するための体制を整備すべきである。	実施	アクションプラン 3-②-④ 安定的な業務基盤を支える人材の採用・育成、お客さま第一の実践に向けた従業員に対する適切な職務づけ	アニュアルレポート P26 長期的な人材育成の施策 1. 人事制度の活用

## 【備考】

部署 経営企画部 渡辺・藤井  
連絡先 電話番号: 03-6895-3675  
メールアドレス: planning@sompo-am.co.jp